

資料10

あま市学校給食費事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費（以下「給食費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給食費 法第11条第1項に規定する経費以外の法第3条第1項に規定する学校給食に要する経費
- (2) 児童 あま市立小学校に在籍する者
- (3) 生徒 あま市立中学校に在籍する者
- (4) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（給食費）

第3条 給食費の一食当たりの額（以下「日額」という。）は次のとおりとする。
ただし、日額のうち10円を市が負担する。

学校給食の実施を受ける者	日 額
児童	260円
生徒	290円

(給食費の徴収対象者)

第4条 市長は、児童の保護者及び生徒の保護者から給食費を徴収する。

(給食費の徴収及び納入)

第5条 市長は、前条で定めた徴収対象者から、毎月、当該月の学校給食を提供する日数に日額を乗じて算定した額を、納付書により徴収する。

- 2 市長は、前項に規定する徴収方法により難しいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別の方法で徴収することができる。
- 3 給食費の徴収及び納入は、あま市立小学校長及び中学校長（以下「学校長」という。）にその事務を委任することができる。
- 4 前項の規定により委任を受けた学校長は、市長が指定する期日までに給食費を納入しなければならない。

(給食費の納入期限等)

第6条 給食費の納入期限は、受給月の翌月25日とする。ただし、当該日が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日とする。

2 市長は、前項に規定する納入期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納入期限を定めることができる。

(給食費の減額)

第7条 市長は、児童及び生徒が次の各号の一に該当する場合は、給食費を減額することができる。

(1) 食物アレルギー等の理由により、主食又は飲用牛乳を除去した学校給食を受け
る場合

(2) 教育長が必要と認めた場合

2 前項の規定により減額する額は、教育委員会が別に定める。

(学校給食受給人員の報告)

第8条 学校長は、受給月の前月の5日までに、学校給食を受給しようとする人員(以下「学校給食受給人員」という。)を教育委員会へ報告しなければならない。

(学校給食受給人員の変更)

第9条 学校長は、学校給食受給人員に変更が生じた場合は、次の各号に掲げる変更事由に応じ、当該各号に掲げる期日までに教育委員会へ報告することにより、学校給食受給人員の変更をすることができる。ただし、災害その他の急を要する事由による変更が生じた場合であって、教育長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 転入及び転出した場合 その事実が発生する日の3日前の午後4時30分まで

(2) あま市の休日を定める条例(平成22年あま市条例第2号)第1条に規定する日を含まず、欠食を連続5日以上する場合 その事実が発生する日の3日前の午後4時30分まで

(3) 学校行事に伴う変更がある場合 変更日の14日前の午後4時30分まで

(4) 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に定められた出席停止がある場合 その事実が判明した日の午前10時まで

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。